

審 査 基 準

平成17年 7 月19日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第 2 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第 3 項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署又は山口県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部交通指導課
備 考：